

## 公園等除草・刈込業務委託の一般競争入札執行について

次の委託業務を一般競争入札により執行しますので、参加を希望する方は、下記の入札説明書等により入札参加されたく公募します。

公益財団法人鎌倉市公園協会

### 公園 等除草・刈込業務委託の一般競争入札説明書

公園等除草・刈込業務委託の一般競争入札は、この説明書によるものとします。

- 1 契約者:公益財団法人鎌倉市公園協会 理事長 小山内州一
- 2 担当:〒247-0066 鎌倉市山崎1667番地 公益財団法人鎌倉市公園協会 業務課 野崎  
電話0467-45-2757 Fax0467-45-2760 ※ホームページ:<http://kamakura-park.com/>

#### 3 委託業務内容:

(1) 委託業務名:公園等除草・刈込業務委託

(2) 施工場所及び委託内容:

	地域	箇所数	除草面積	刈込面積
①	鎌倉地域	15	17,960 m <sup>2</sup>	620 m <sup>2</sup>
②	腰越地域	34	60,500 m <sup>2</sup>	3,670 m <sup>2</sup>
③	深沢地域	22	38,300 m <sup>2</sup>	2,180 m <sup>2</sup>
④	大船地域	22	22,840 m <sup>2</sup>	2,450 m <sup>2</sup>
⑤	玉縄地域	23	20,400 m <sup>2</sup>	2,110 m <sup>2</sup>

※ 除草面積は、2回の合計面積。刈込面積は、1回の面積。

(3) 委託期間:契約締結日から令和3年11月15日まで

#### 4 参加資格:

- (1) 取引停止処分を受けている等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (2) 鎌倉市等の指名停止期間中でないこと。
- (3) 鎌倉市暴力団排除条例第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- (4) 鎌倉市内に本社が所在していること。
- (5) 国税、地方税等を滞納していないこと。
- (6) 契約後、即業務に取り掛かれる状態であること。

#### 5 入札説明書の閲覧:

- (1) 期間:令和3年5月7日(金)から5月13日(木)9時から16時まで。 ※5月11日(火)を除く。
- (2) 場所:〒247-0066 鎌倉市山崎1667番地 鎌倉中央公園管理事務所
- (3) その他:HPでも閲覧できます。

#### 6 入札参加届申込書の提出:

本委託業務に入札参加を希望する者は入札参加申込書を次により提出してください。

- (1) 期間:令和3年5月7日(金)から5月13日(木)9時から16時まで。 ※5月11日(火)を除く。
- (2) 場所:〒247-0066 鎌倉市山崎1667番地 鎌倉中央公園管理事務所
- (3) 方法:持参 ※入札参加申込書は、HPからダウンロードしてください。

#### 7 入札の執行:

- (1) 日時:令和3年5月17日(月)15時から
- (2) 場所:鎌倉中央公園管理事務所 2階研修室
- (3) 入札物件の順序:前記3(2)施工場所及び委託内容で示す①から⑤の順番で順次行う。
- (4) 入札書:必要事項等を記載し、押印の上、入札すること。 ※入札書は、HPからダウンロードしてください。
- (5) 入札は本人又はその代理人が行うものとします。代理人が入札する場合においても、入札者本人の必要事

- 項等が記載され、押印のある入札書で入札すること。代理人名義のみの記載、押印では入札はできません。また、代理人が入札する場合には、指示に従い委任状を提出すること。 ※委任状の書式はありません。
- (6)開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、その場にて直ちに再度入札を行います。ただし、入札執行回数は2回を限度とします。なお、再度入札において落札となるべき入札者がいないときは、最低価格入札者と予定価格の制限内にて随意契約を行います。
- (7)次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入札を無効又は失格とします。
- ア 入札に参加する資格のない者、虚偽の申請を行った者が入札したとき。
  - イ 入札者が同一事項の入札に対し、複数の入札をしたとき。
  - ウ 入札者が他人の代理をしたとき。
  - エ 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
  - オ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
  - カ 入札書の投函後、書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
  - キ 入札書に重要な文字等の脱落、識別しがたい文字等又は、金額を訂正したとき。
  - ケ 再度入札において、前回の最低価格と同額以上の入札をしたとき。
  - コ その他、入札者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (8)入札書の記載にあたっては、現行消費税額を抜いた額を記載すること。また、契約額は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、落札価格に消費税額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)で契約を締結します。
- (9)入札の資格を満たした者が二者以下の場合、入札を中止にします。

8 開札:開札は入札終了後、直ちに入札者又はその代理人の立会のうえで行います。

9 落札者の決定方法:

- (1) 予定価格の範囲内で、入札書の金額が最低価格となる有効な入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者がクジを引き、落札者を決定するものとします。

10 契約書作成:契約の締結にあたっては、契約書を作成いたします。

11 異議の申立て:入札をする者は、入札後、異議を申し立てることはできません。

12 その他:

- (1) 入札参加者は全ての書類を熟読のうえ、入札しなければなりません。
- (2) その他定めのない事由については、公益財団法人鎌倉市公園協会財務規程の規定するところに従うものとし、入札参加申込書の提出をもってこれを承諾したものとします。
- (3) 鎌倉中央公園の駐車場は未就学児、高齢者、身障者を優先とした予約制です。ご配慮をお願いします。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置のため、入札会場に入室の際は、マスクの着用、消毒、検温及び連絡先等の確認を実施いたします。
- (5) 地域毎の公園別作業範囲図は、鎌倉中央公園管理事務所で閲覧してください。複写を希望される方は1枚10円を申し受けます。
- (6) 質問受付は、5月13日(木)16時までとし、入札価格に影響すると判断した場合の回答は、入札参加申込書の提出者に5月14日(金)12時までFAXにて連絡いたします。
- (7) その他不明な点については、公益財団法人鎌倉市公園協会業務課野崎までご照会ください。

## 公園等除草・刈込業務委託仕様書

公園等除草・刈込業務委託の仕様は次によるものとする。

1 委託業務名: 公園等除草・刈込業務委託

2 委託公園名等:

- ① 鎌倉地域: 亀ガ淵公園他 全15公園等
- ② 腰越地域: 七里ガ浜東五丁目公園他 全34公園等
- ③ 深沢地域: 上関公園他 全22公園等
- ④ 大船地域: 大船はと公園他 全22公園等
- ⑤ 玉縄地域: 下坪かえる公園他 全23公園等

3 契約期間: 契約締結の日から令和3年11月15日まで。

4 除草及び刈込み面積:

	地域	箇所数	除草面積	刈込面積
①	鎌倉地域	15	17,960 m <sup>2</sup>	620 m <sup>2</sup>
②	腰越地域	34	60,500 m <sup>2</sup>	3,670 m <sup>2</sup>
③	深沢地域	22	38,300 m <sup>2</sup>	2,180 m <sup>2</sup>
④	大船地域	22	22,840 m <sup>2</sup>	2,450 m <sup>2</sup>
⑤	玉縄地域	23	20,400 m <sup>2</sup>	2,110 m <sup>2</sup>

※ 除草面積は、2回の合計面積。刈込面積は、1回の面積。

5 特記事項

- ① 発生材は場外処分とし、植木剪定材受入事業場(鎌倉市関谷1493-2)へ搬入すること。また、搬入伝票の写しを提出すること。
- ② 各公園等の作業開始時期は、公園愛護会等との調整により取り行うものとし、その他雑草の繁茂状況を考慮して行うこと。担当から指示があった場合は、1週間以内を目途に着工すること。
- ③ 第1回目の除草完了は7月31日まで、第2回目の除草完了は10月31日までを基本とする。ただし、公園愛護会等の希望により、期日の指定等があった場合等は、この限りではない。
- ④ 低木刈込みは、樹木の花期終了後等適時に行うこと。
- ⑤ 公園愛護会等の活動により、雑草の繁茂がなく、除草の必要が無い場合は、担当が指示する別の同等規模の公園等を代替とすること。
- ⑥ 作業中は、注意看板を掲出すること。
- ⑦ フェンスやネットに関係なく、公園等敷地内は確実に実施すること。
- ⑧ ホタルブクロやヤマユリ等には、十分に配慮して作業を行い、必ず残すこと。
- ⑨ 利用者や隣接した民家、通行人に配慮し作業を行うこと。必要に応じ、利用禁止措置をとること。また、指示のとおり飛散防止のためシート等を使用すること。
- ⑩ 必要に応じ、近隣住民へ作業の通知を行うこと。
- ⑪ 同地域に隣接した公園等では、指示のない限り作業を同時期に実施すること。
- ⑫ 毎月曜日の13時までに進行状況(完了公園等名、完了日)の報告をFAXにて行うこと。
- ⑬ 第1回目、第2回目の各作業が完了次第、速やかに作業写真(作業前・中・後)等を提出すること。
- ⑭ 第1回目、第2回目の各作業の完了確認後、部分払いができるものとする。

## 業務共通仕様書

1. この仕様書は、公益財団法人鎌倉市公園協会の発注する業務に適用する。
2. 業務に関係する法令、条例及び規則等を遵守すること。また、官公署等への必要な申請等はすみやかに処理すること。
3. 周辺の住居環境、生息する動植物等の自然環境には、十分に配慮すること。また、住民からの要望や苦情は丁寧に対応すること。
4. 人身事故、災害または第三者に損害を与える事故が発生した場合は、応急措置を講ずるとともに、誠意ある対応をすること。
5. 施設や樹木等を損傷しないよう十分に注意すること。また、万一施設等を損傷した場合は、責任を持って原型に復旧すること。
6. 利用者等に危険のないよう十分に注意して施工すること。また、必要に応じて立入禁止等の措置をとること。
7. 作業車両の駐車位置や資機材の仮置き場所については、充分配慮すること。資材等については、担当者の検査を受けること。また、支給材については適切な管理のもと保管すること。
8. 発生材については、植木剪定材受入事業場で処分すること。ただし、現場処理の場合は、担当者の指示に従うこと。
9. 施工着手の期日は、担当者の指示に従うこと。
10. 施工にあたっては、施工前、中、後の状態をそれぞれ同じ位置から撮影すること。
11. 施工が完了した際には、完了届、施工写真をすみやかに提出すること。また、完了検査において日々の確認が必要な場合には、日報等を提出すること。検査終了後は、すみやかに請求書を提出すること。
12. 業務上、知り得た情報、内容等は、施工後も第三者に漏らしてはならない。
13. 神奈川県及び鎌倉市暴力団排除条例に準ずるものとし、関わり等があった場合には契約を解除し、委託者は賠償の損害を負わない。また、暴力団等から不当介入を受けた場合には、遅滞なく報告及び所轄警察署に通報等、協力しなければならない。
14. この仕様書及び別紙の特記事項等で定めのない事項または軽微な変更等が生じた場合には、担当者との協議のうえ定めるものとする。

入札参加申込書

公益財団法人鎌倉市公園協会が行う令和3年度公園等除草・刈込業務委託の一般競争入札に、同説明書等関係図書に基づき参加します。

年 月 日

公益財団法人 鎌倉市公園協会  
理事長 小山内 州 一 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

令和 3年 5月17日

第 回

## 入 札 書

公益財団法人 鎌倉市公園協会  
理事長 小山内 州 一 様

住 所

入札者 商号又は名称

氏 名 印

代理人 住 所

(要委任状)氏 名 印

次のとおり入札します。

金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

- 入札件名  鎌倉地域 公園等除草・刈込業務委託  
 腰越地域 公園等除草・刈込業務委託  
 深沢地域 公園等除草・刈込業務委託  
 大船地域 公園等除草・刈込業務委託  
 玉縄地域 公園等除草・刈込業務委託

- ※ 1 代理人が入札を行う場合は、入札欄・代理人欄を記入し代理人の印を押印すること。
- ※ 2 金額の前には、必ず¥マークを記入すること。
- ※ 3 金額には消費税等を除いた金額を記載すること。
- ※ 4 右上第 回欄には入札回数を記入すること。
- ※ 5 入札件名は、該当する件名の□欄を黒く塗りつぶすこと。